

分野ごとの現状・課題

一街づくり・

産業・環境一

〔 目 次 〕

政策 9	地域街づくり.....	1
施策 01	計画的な土地利用を進め、建築物等が地域と調和するようにします	
施策 02	駅周辺等を、住み、働き、憩う、賑わいのある拠点とします	
施策 03	地域特性や地域の実情を活かした街づくりを進めます	
施策 04	住生活の安定と向上を促進します	
施策 05	地域を良好な住環境にします	
政策 10	防災・生活安全.....	7
施策 01	災害に強く、安全で、安心して生活できる街をつくります	
施策 02	災害に対する確な対応と迅速な復旧ができる体制にします	
施策 03	災害発生時に地域で救援・応急活動を迅速に行えるようにします	
施策 04	犯罪や事故から身を守り、安全で、安心して暮らせるまちにします	
施策 05	正しい知識により賢い消費者の目を身につけ、安心して生活できるようにします	
政策 11	交通.....	13
施策 01	交通渋滞の解消と道路の適正な維持管理により、道路を安全かつ快適に通行できるようにします	
施策 02	違法な駐車・駐輪を少なくします	
施策 03	歩行者・自転車の安全通行の確保や啓発活動を進め、交通事故を少なくします	
施策 04	踏切解消など都市基盤整備を進め、安全で利用しやすい公共交通を実現します	

政策 12	公園・水辺.....	17
施策 01	区民ニーズや地域特性を踏まえた公園を整備し、多くの区民が利用できるようにします	
施策 02	河川を活かした快適な空間を整備し、多くの区民が水辺に親しめるようにします	
政策 13	環境.....	19
施策 01	環境活動団体等のネットワーク化を図るとともに環境活動の担い手を育成します	
施策 02	豊かな自然を守り育てます	
施策 03	良好な生活環境が保たれ、快適に住み続けられるようにします	
施策 04	温室効果ガスを削減するため、省エネ行動や再生可能エネルギー利用を促進します	
施策 05	ごみのない、きれいで清潔なまちにします	
施策 06	発生抑制を最優先にごみ減量に地域をあげて取り組めるようにします	
施策 07	環境負荷の少ない適正なごみ処理体制を整えます	
政策 14	産業.....	27
施策 01	新たな技術や事業の創出を支援するとともに、区内産業の魅力を広くアピールして、産業を活性化します	
施策 02	区内の事業所が安定的に経営できるようにします	
施策 03	産業に対する区民の理解を深め、産業と調和のとれた地域をつくります	
施策 04	区民のキャリアアップと就労を支援します	
政策 15	観光.....	31
施策 01	観光資源を活かした賑わいのあるまちにします	
施策 02	地域ならではのイベントにひかれ、多くの人で賑わうようにします	
政策 17	地域活動.....	33
施策 01	地域団体や市民活動団体等の活動が積極的に行われるようにします	
施策 02	利用しやすい地域活動の拠点を提供します	
政策 18	文化・国際.....	37
施策 01	区民の文化・芸術への参加意欲を高め、地域文化・芸術を創造します	
施策 02	お互いの国の文化や習慣を理解し、外国人区民、日本人区民が共生する地域社会をつくります	

一政策9 地域街づくり一

施策01 計画的な土地利用を進め、建築物等が地域と調和するように します

【施策を取り巻く現状と課題】

＜現状＞

- これまで本区では、平成23年度に策定した「葛飾区都市計画マスタープラン¹」に基づき、立石駅や金町駅などの駅周辺部における拠点の形成、東四つ木や東立石などの密集市街地の整備等に取り組んだ結果、都市機能の更新や住環境の改善が進んでいます。
- 平成26・29年度には、まちづくりシンポジウムを開催し、葛飾区都市計画マスタープランの進捗状況について、区民と情報を共有するとともに、「区民が主役のまちづくり」、「地域が元気になるまちづくり」について区民と共に考える機会を設けました。
- 19連合町会のうち6地区において、震災時の被害をイメージしながらまちの問題や復興の資源を点検するまち歩きを行い、震災復興の進め方について話し合う震災復興まちづくり模擬訓練を実施し、街づくりに対する区民意識の高揚に努めています。
- 「葛飾柴又の文化的景観保存計画」に挙げられた柴又の魅力ある風景・景観を将来にわたり守っていくため、平成29年度に柴又地域景観地区を都市計画決定し、葛飾区景観地区条例を制定しました。

＜課題＞

- 「葛飾区都市計画マスタープラン」について、策定後約8年が経過しており、人口減少・少子高齢化の進展をはじめとする近年の本区を取り巻く社会経済情勢の変化や区、都の上位・関連計画の改定動向を踏まえ、適時適切に見直していく必要があります。
- 震災復興まちづくり模擬訓練の実施について、今後の自治町会会員のさらなる高齢化や会員数の減少などに対応すべく、実情にあわせた効果的な実施手法を検討していく必要があります。
- 住んでみたい住み続けたいまちづくりを実現するため、良好な住環境の確保や各地区の実情に合わせた良好な景観を保全・整備する仕組みについて検討していく必要があります。

¹ 都市計画法（第18条の2）に定められている「区市町村の都市計画に関する基本的な方針」の呼称であり、区市町村がその創意工夫のもとに、住民の意見を反映して、都市の将来のあるべき姿や都市づくりの方向性を定めるもの。

施策02 駅周辺等を、住み、働き、憩う、賑わいのある拠点とします

【施策を取り巻く現状と課題】

＜現状＞

- 現在、本区では、新小岩駅や金町駅などをはじめとする駅周辺部を対象に、人々が住み、働き、憩う、個性あふれる魅力と賑わいに満ちた拠点を形成し、都市としての求心力や活力を高めていくため、複合的な都市機能の集積や交通結節機能の強化、回遊性の向上等に取り組んでいます。
- 新小岩駅周辺では、新小岩駅南北自由通路が平成30年6月に暫定開通しました。また、金町駅周辺では、金町六丁目駅前地区で再開発事業の施設建築物工事の着手がされ、東金町一丁目西地区で市街地再開発事業等が都市計画決定されました。
- 立石駅周辺では、立石駅北口地区及び南口東地区において、市街地再開発事業等が都市計画決定されたほか、高砂駅周辺では、連続立体交差事業の実現を見据えた再開発等の街づくりを検討する地元検討会が設置され、駅周辺の魅力ある街づくりの実現に向けた検討が行われるなど、各駅周辺で街づくりに向けた取組が進捗しています。

＜課題＞

- 鉄道駅周辺部では、主に市街地再開発事業の導入により、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るとともに、利便性の高い駅前に、より多くの区民が安全・安心して住み、憩うことのできる住宅や商業施設等の整備、公共サービスの充実など、各駅の特性に応じた集約的な土地利用を誘導する必要があります。
- 本区が都市としてのさらなる持続可能性を確保するためには、ハード面での整備だけではなく、例えばエリアマネジメントのようなソフト面での仕組みを区民・事業者等が積極的に活用できる環境を整えていく必要があります。
- 駅前広場や区画道路等の整備による交通結節機能の強化や回遊性を向上させることで、各種都市機能が集積する拠点の形成に向け、地域住民の理解と協力を促しながら、行政がリーダーシップを発揮し、各種の事業を進めていくことが必要です。
- JR金町駅の乗降客数や理科大学通りの歩行者交通量は、東京理科大学の開校や本区が進めている街づくりにより増加傾向にあり、新宿六丁目や東金町一丁目西地区などの開発によりますます増加していくものと考えられるため、JR金町駅の駅舎改良や理科大学通りの歩道拡幅が必要です。
- JR新小岩駅の乗降客数や新小岩地域の人口は増加傾向が続いており、駅周辺の駐輪場の収容台数が不足しています。

施策03 地域特性や地域の実情を活かした街づくりを進めます

【施策を取り巻く現状と課題】

<現状>

- 近年、南水元地区では、土地区画整理事業によって、これまで脆弱だった都市基盤が解消され、安全・快適かつ緑豊かな住環境が形成されています。また、新宿六丁目地区では、民間事業者との連携・協力のもと、大規模工場跡地の街づくりに地区計画等を活用し、大学を核とした防災・環境面で質の高い街づくりを推進しています。
- 青戸六・七丁目地区では、地区計画等により、大規模工場跡地の土地利用転換や病院の建替え等を適切に誘導しながら、道路・公園等の都市基盤整備を推進するとともに、バス事業者による駅と病院を結ぶバス路線の新設を支援するなど、良好な市街地環境の形成と防災性及び交通便利性の向上に資する街づくりに取り組んでいます。
- 小菅一丁目地区では、東京拘置所の建替計画を一つの契機として、住民の主体的な取組により地区計画を策定し、現在この地区計画に掲げた目標の達成に向け、住民との協働で街づくりを推進しています。
- これらの街づくりによって、それぞれの地域の特性や地域の実情を活かした市街地形成が進められており、今後も、地区計画に基づく土地利用を適切に規制・誘導しながら、良好な住環境が維持・向上していくことが期待されています。

<課題>

- 新たに地区計画を策定する場合、既成市街地に用途や壁面位置の制限など建築物等に関する規制を設けるものが含まれることから、計画策定に対する地域住民の機運の高まりと合意形成を促進する必要があります。
- 土地区画整理事業を施行すべき区域では、都市計画決定から既に50年以上が経過し、事業化に至らぬまま市街化が進行した結果、宅地の細分化等によって土地区画整理事業の実施が難しくなっている地区があります。
- 一方、土地区画整理事業を施行すべき区域の中でも、土地改良事業等により基盤が整備されている地区では、土地区画整理事業以外の整備手法（地区計画等）により、地区の実情に合った環境整備を推進する必要があります。

施策04 住生活の安定と向上を促進します

【施策を取り巻く現状と課題】

＜現状＞

- 住宅に困窮する低額所得者、高齢者、障害者、子育て世帯等に対して、低廉な使用料で賃貸住宅を提供し、安心・安全に居住できるセーフティネットとしての役割を担っている公営住宅について、本区では区営住宅（11団地401戸）のほか、民間の建物所有者と借上契約を締結し、これを65歳以上の高齢者に提供しているシルバーピア住宅（16団地163戸）を中心に管理しています。

＜課題＞

- 近年、全国的に少子高齢化社会が進展している中、持続可能な地域社会を構築するため、若者から高齢者、単身からファミリーまで、多様な世代が暮らし続けることができる住宅・住環境の形成を図る必要があります。
- 今後、高齢者単身世帯の急増等により、安定した住宅を確保することが困難な方が増加することが見込まれる中、住宅確保要配慮者への居住支援が求められています。
- 住宅の質的充実を促進するため、最低居住面積水準が確保された良質な住宅供給の誘導や、分譲マンションの適切な維持管理と将来の建替えに向けた情報提供及び相談事業の充実を図る必要があります。
- 住宅確保要配慮者に対し、庁内の関係部署や不動産関係団体、居住支援団体等との協働による居住支援を推進する必要があります。

施策05 地域を良好な住環境にします

【施策を取り巻く現状と課題】

＜現状＞

- 昭和25年に施行された建築基準法で、道路は幅員4mと規定されており、区内にはそれに満たない細街路が数多くあるため、地権者が建て替えをするときに合わせ空間を確保しています。
- 建築予定がない場合でも関係権利者に協力していただき拡幅可能な箇所は、区が直接拡幅整備工事を実施し、区内の細街路の約39%で拡幅を行っています。

＜課題＞

- 地権者の建て替えなどに併せて細街路の整備を進めていることから、拡幅されていない対象路線が残存しており、建て替えを伴わない駐車場などにおける拡幅整備も課題となっています。

一政策10 防災・生活安全一

施策01 災害に強く、安全で、安心して生活できる街をつくります

【施策を取り巻く現状と課題】

<現状>

- 今後30年間でM7以上の首都直下型地震が起こる可能性は70%と言われる中、地震や豪雨などの災害や火災に強い街が求められています。
- 東京都「木密不燃化10年プロジェクト」で「不燃化特区」に指定された四地区を含む四つ木地区・東四つ木地区・東立石地区・堀切地区では、密集住宅市街地整備促進事業により災害時に一時的に避難できる公園・小広場の整備、細街路の拡幅、老朽化した住宅の建替えなどを促進し、災害に強い街づくりを進めています。同事業の実施地区では、防災街区整備地区計画を導入し、建築物の構造に関する制限、敷地面積の最低限度等を定め、建築物の不燃化や良好な住環境の形成を進めています。
- 「不燃化特区」に指定された四地区では、延焼による焼失率がほぼゼロとなる「不燃領域率70%」を目標に掲げ、老朽建築物の除却及び不燃化建築物への建替えを行う区民に対してその費用の一部を助成することで、不燃化建替えを促進しています。
- 平成27年2月に施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、防災、衛生、景観等、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている適切な管理が行われていない空家問題に対応することが区市町村に義務付けられ、平成27年4月より空家相談窓口を設置し対応してきました。その結果、平成31年4月11日現在の空家等の対応状況は、受付総棟数694棟のうち、助言・指導、勧告、命令等により対応済となった空家は542棟となっています。
- 区では、令和2年度までに建築物の耐震化率を95%にする耐震改修促進計画の目標達成のために、意識啓発や耐震助成制度に力を注いできました。その結果、助成事業の実績は平成22年度の79件から、平成30年度は801件と大幅に伸びていますが、平成30年度末の耐震化率は約90%の状況となっています。
- 地盤の液状化による住宅の被害を軽減させるため、説明会や相談会を実施する一方、地盤調査や液状化対策工事に必要な費用の助成事業を行っています。

<課題>

- 早期に延焼による焼失ゼロの「燃えないまち」を実現するため、今後も引き続き、密集市街地の住環境の改善及び防災性の向上を図る必要があります。
- また、区民の防災への意識や、地域の防災まちづくりの機運を高める必要があります。
- 平成30年度実施の空家等実態調査では、区内には2,451棟の空き家があり、うち433棟は早急に対応すべき空き家であるとの結果が得られたことから、引き続き適切な管理を促進する必要があります。
- 耐震診断の結果、耐震性が不十分な建築物の所有者に対して、耐震化の必要性と区が取組を説明し、耐震化率を向上させる必要があります。

- 区では、ボーリング調査による地盤調査に対して助成を行っていますが、費用、期間、スペースの問題から利用が伸び悩んでいます。多くの住宅で採用されているSWS（スウェーデン式サウンディング試験）には液状化判定が含まれていないため、土の採取方法を含め新たな技術による液状化判定方法について専門家との意見交換や先進工法の情報収集を行って助成対象となる判定方法を増やし、液状化対策を促進していく必要があります。

施策02 災害に対する的確な対応と迅速な復旧ができる体制にします

【施策を取り巻く現状と課題】

<現状>

- 首都直下地震や大規模水害等の災害の発生時に、災害情報の迅速な伝達体制の強化と迅速な復旧の中核を担う災害対策本部の機能強化と情報連絡体制の整備充実に取り組んでいます。
- 災害対策本部の機能強化として、毎年、災害対策本部訓練を実施することにより迅速な災害対策本部立ち上げを可能とするとともに、発災直後の応急業務に必要な72時間の災害対策本部における電力確保を目的として、区本庁舎に蓄電池を導入しています。
- 発災後に全国から駆けつけ、復旧・復興の支援にあたる自治体の職員等を適切に配置し迅速な復旧復興に役立てるための受援計画を策定しています。
- 情報連絡体制の整備充実として、災害時における地域の情報を速やかに収集するための災害監視カメラの設置、災害時の被害情報の蓄積に資する防災システムの導入を進めています。また、要配慮者利用施設や防災市民組織である自治町会の会長・防災部長宅に、屋内で聞くことができる防災行政無線の端末設置などを進めています。
- 水害対策の強化として、広域避難実現に向けて「江東5区大規模水害避難等対応方針」を江東5区が連携してとりまとめるとともに、江東5区大規模水害ハザードマップの作成やシンポジウムの共同開催により、広域避難の必要性の周知に取り組んでいます。
- 公共施設の洪水緊急避難建物への指定や、都、UR、自治町会、民間マンションとの協定締結を進め、一時的に避難できる施設の確保に努めています。
- 大規模水害の備えに併せて地域全体の価値・魅力を高めることを目指した「浸水対応型市街地構想」を策定し、その実現方策の検討を進めています。

<課題>

- 災害発生時に区民の生命、財産を守る要となる災害対策本部について、引き続き機能強化を図る必要があります。
- 災害時の困難な状況においても確実に区民に正確な災害情報を伝達するため、引き続きICT等を活用した最新の情報収集・発信手段の確保に取り組む必要があります。
- 女性や子供、高齢者などの災害弱者の意見を反映した防災対策や、区民生活の早期復興に必要な災害証明書の迅速な発行体制の確保など、多様な区民の視点に立ったきめ細やかな対策が必要です。
- 昨年の西日本豪雨や本区で初となる避難勧告を発令した令和元年台風19号など、今後、気候変動により台風はさらに勢力を維持しながら関東に直撃することも考えられます。区では、国や都と連携を取りながら更なる治水対策の強化や、自主避難のあり方など、台風の激甚化への対策が求められます。
- 区民が大規模水害における避難方法などについて理解を深めるとともに、風水害等の自主避難者に備えた避難先の確保を推進する必要があります。
- 引き続き「浸水対応型市街地構想」に基づき、堤防と一体となった市街地の防災拠点等の整備や、集合住宅、商業施設などの民間施設の浸水対応化の推進策を検討する必要があります。

施策03 災害発生時に地域で救援・応急活動を迅速に行えるようにします

【施策を取り巻く現状と課題】

＜現状＞

- 災害発生時に、自助、共助の視点で区民や地域が主体的に救援・応急活動を迅速に実施できるよう、自主防災意識の高揚と防災知識の向上に取り組んでいます。具体的には、広報紙やホームページ等による広報の強化、防災講演会・防災に関するワークショップの開催、起震車、まちかど防災訓練車、水陸両用車等を活用した防災訓練などを実施しています。
- 自助・共助・公助との連携強化として地域住民が主体となって検討する会議体を設置し、地域ぐるみの防災ネットワークの構築や地域防災マニュアルの策定支援を行っています。
- 学校避難所の運営会議や訓練を充実することで、住民による学校避難所の自主運営を促進しています。
- 公園に災害発生時の生活支援を行う場(防災活動拠点)を整備し、資器材を保管した倉庫やマンホールトイレ、かまどベンチ等の整備を行っています。
- 防災市民組織や消防団等の組織力の維持・向上を図るため、防災資器材の現物支給や資器材購入費の助成などを行っています。
- 幅広い防災知識を持った防災士や防災コンサルタント等を活用し、地域に密着した防災意識の啓発や防災訓練等に参加を通じ、お互いに顔の見える関係をつくり上げ、地域における災害対応力の強化に取り組んでいます。

＜課題＞

- 災害対策の基本理念である自助、共助、公助のうち、自助と共助の視点を基本に据え、引き続き区民の防災意識の向上と防災に対する備えの充実を図る必要があります。
- 地域が主体となった災害発生時の確実な救援・応急活動の実施のため、引き続き防災市民組織等の組織力を強化する必要があります。
- 近年の激甚災害の増加による防災意識の高まりを捉え、防災訓練等への参加を促しながら、地域における災害対応力の強化に一層、取り組んで行く必要があります。
- 自主防災活動を担っている防災市民組織の役員が高齢化しており、防災訓練に若年層を含む幅広い年代の参加者が少ない状況にあります。今後、超高齢化社会の進展により、要支援者が増加している一方で、支援の担い手となる若年層が一層不足ことが見込まれます。今後の高齢化の進展に対応した自主防災活動の強化が必要です。

施策04 犯罪や事故から身を守り、安全で、安心して暮らせるまちにします

【施策を取り巻く現状と課題】

＜現状＞

- 平成30年の犯罪発生件数は3,654件で、前年と比べ587件減少しました。
- 地域団体が行う自主的な防犯活動に対する支援や青色防犯パトロールカーでの巡回、助成による区内の19自治町会連合地区への防犯カメラの設置などが犯罪の抑止に繋がっているものと推測されます。一方、地域の防犯パトロール活動について、高齢化、固定化などにより担い手が減少傾向にあります。
- 平成30年の自転車盗難の被害は1,495件で、前年と比べて390件減少しましたが、全刑法犯に占める割合は約41%と依然として高い状況にあり、令和元年5月末時点でも23区の中で7番目に多い件数となっています。
- 自転車盗難の割合が高いため、亀有・葛飾警察署、関係機関等との連携を強化して、駅周辺でキャンペーンの実施、横断幕、大型看板の設置、チラシ・ポスターの掲示、警告札の貼付などの予防活動に取り組んでいます。
- 特殊詐欺被害については、平成30年の被害件数が134件と前年比で33件増加しており、犯人の手口が巧妙になっています。そのため、消費生活センターや高齢者支援課等の庁内関係部門、亀有・葛飾警察署、関係機関等との情報共有を図り、対策に取り組んでいるところです。また、キャラクターを活用したポスターの作成、防犯出前寄席、受け子・出し子対策、協定事業者の協力による電光掲示板での画像放映、チラシ・ポスターの掲示などを行い、様々な予防活動に取り組んでいます。

＜課題＞

- 地域の高齢化が進む中、若年層の防犯活動への参加促進や、区と地域の防犯担当者との関係強化など、地域の自主的防犯活動の維持・活性化が必要です。
- 年々増加している特殊詐欺被害や、依然として全刑法犯に占める割合が高い自転車盗難など、犯罪の特性に応じた継続的な予防活動の維持・強化が必要です。

施策05 正しい知識により賢い消費者の目を身につけ、安心して生活できるようにします

【施策を取り巻く現状と課題】

＜現状＞

- 消費生活相談の受付件数は、平成16年度をピークに、17年度から24年度までは減少傾向にありましたが、25年度に増加に転じてからは3,000件前後を推移しており、30年度には3,587件にまで増加しました。
- 個々の案件をみると、はがきによる架空請求等の新たな手口による詐欺被害等だけでなく、悪質かつ巧妙化した手口による被害も多く発生しています。
- 今後も、成人年齢の引き下げに伴った若者の消費者被害の増加や、外国人の人口増に伴った外国人相談者の増加等が予想されます。
- 区民への普及啓発並びに賢い消費者の増加を促し消費者被害の未然に防止するため、消費者教育や消費生活展等、消費生活対策を推進しています。
- 東京都の「消費者教育モデル事業」の一環として「地域連絡会議」を立ち上げ、平成28年度に「葛飾区消費生活対策アクションプログラム」を策定し、これに基づき、今全世代を対象とした消費者教育を推進しています。

＜課題＞

- 区民が消費者被害に遭わないようにするため、引き続き、被害の発生状況や被害者の属性を踏まえながら、賢い消費者の育成に向け消費者教育を推進するとともに、消費者被害が発生した場合には、その救済を図っていく必要があります。

一政策11 交通一

施策01 交通渋滞の解消と道路の適正な維持管理により、道路を安全かつ快適に通行できるようにします

【施策を取り巻く現状と課題】

<現状>

- 交通の円滑化や防災性の向上などに寄与する都市計画道路は、平成31年4月現在、計画延長91.9 kmのうち、63.1 kmが整備済みであり、整備率は68.7%です。
- 東京都と葛飾区を含めた区市町は、事業の継続性や実現性などの観点から、優先的に整備すべき路線を定めた「東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)」に基づき、計画的かつ効率的な都市計画道路の整備を進めています。
- 令和元年度に、無電柱化の推進に関する基本的な方針や、チャレンジ路線を含む今後10年間で優先的に整備する路線などを取りまとめた「葛飾区無電柱化推進計画」を策定しました。

<課題>

- 本区では、国道6号(新宿拡幅)や外環千葉区間などの広域的な幹線道路の整備が進められている一方、これらの幹線道路を相互にネットワークする都市計画道路の整備が遅れていることから、交通渋滞が解消できない状況にあります。
- 快適で利便性の高い道路ネットワークを形成するため、今後も引き続き、計画的な都市計画道路の整備が必要です。
- 新中川橋梁は、完成から50年以上が経過し、また、今後、細田橋・高砂諏訪橋・八剣橋は老朽化による維持費の増大が予想されます。歩行者・自転車の通行の安全性や防災性の向上などを図るため、計画的な道路や橋りょうの維持・更新を推進する必要があります。
- 区道の多くが、歩道幅員が2.5m未満、又は歩道がない道路であるため、無電柱化に必要な地上機器の設置場所を道路区域内に確保することが困難な状況です。

施策02 違法な駐車・駐輪を少なくします

【施策を取り巻く現状と課題】

＜現状＞

- 区内JR3駅での1日の平均違法駐車台数は、平成24年の62.1台から年々低減傾向にあります
が、依然として50台に留まっています。
- JR3駅の中でも新小岩駅周辺における違法駐車台数が全体の約48%を占めています。
- 自転車駐車場の整備や、各放置自転車整理区域における指導誘導、撤去搬送等に取り組ん
できた結果、区内12駅の放置自転車整理区域での自転車放置の瞬間的な放置率は年々低減
傾向にあります。

＜課題＞

- 良好な自動車交通環境・歩行者交通環境の確保のため、引き続き新小岩駅周辺を中心に
JR3駅周辺における違法駐車削減が必要です。
- 良好な歩行者交通環境の確保のため、引き続き区内12駅周辺における放置自転車の削減
が必要です。
- 近年、幼児用座席付き自転車や電動アシスト付き自転車の利用者が急速に増加していますが、
広い駐車幅や重い重量のため従来の駐車スペースに駐車できず、限られた自転車駐車場の敷
地内にこれらの特殊自転車用のスペースを確保することが厳しい状態にあります。これらの特殊
自転車に対応した放置自転車対策が必要です。
- 近年は午後5時以降に放置自転車が増える状況も見られ、新たな対策が必要です。

施策03 歩行者・自転車の安全通行の確保や啓発活動を進め、交通事故を少なくします

【施策を取り巻く現状と課題】

<現状>

- 区内の交通事故件数は、平成21年の1,681件から平成30年には937件まで減少しました。
- 区民の交通安全意識の醸成のため、自治町会や関係団体の協力のもと区全体で「春、秋の交通安全運動」や「葛飾区交通安全日」の活動を推進しています。
- また、子どもたちに交通安全意識を普及し交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけるため、スケアード・ストレイトなどを毎年、区内の中学校等を対象に実施するとともに、小学校や地区センターを会場に、葛飾警察署、亀有警察署による地域交通安全講習会を実施しています。
- 本区では、自転車歩行者道、自転車走行レーン、自転車ナビマークの整備や、マナーの向上や交通ルールの啓発を行いながら、安全で安心な自転車走行空間の確保に取り組んでいます。

<課題>

- 交通事故件数の中でも子どもと高齢者の自転車事故が増え始めていますが、今後、高齢者人口の増加に伴い、高齢者が関係する事故の増加が懸念されます。子どもと高齢者の交通安全対策のため、小学校、中学校側の更なる参加を促進及び高校生に対する啓発活動の拡充など自転車安全利用五則の周知徹底と、高齢者向けの自転車利用安全の促進が必要です。
- 高齢者が関係する事故の削減を図るため、高齢者に対する交通安全の啓発を強化するとともに、警察の協力を得ながら自動車運転免許の返納を促進する必要があります。
- 自転車運転の際の携帯端末の操作や雨天時に雨具を着用しない傘さし運転などにより、歩行者や乗用車等と衝突する事故が増えています。
- 外国人の区民が増えていることから、外国人向けの交通安全啓発活動が必要です。

施策04 踏切解消など都市基盤整備を進め、安全で利用しやすい公共交通を実現します

【施策を取り巻く現状と課題】

<現状>

- 踏切解消による安全性・防災性・交通利便性向上を図るために「京成押上線連続立体交差事業」を推進しており、「京成高砂駅～江戸川駅付近鉄道立体化事業の推進」においては早期事業化に向けて関係事業者との協議・調整を進めています。
- 高齢社会の進展など、社会状況の変化に対応し、区民の移動の更なる利便性向上を目的に策定した「葛飾区公共交通網整備方針」に基づき、取組を進めています。
- 不足している南北鉄道網の充実を図るため、新金貨物線の旅客化や地下鉄8・11号線の延伸、環七高速鉄道(メトロセブン)の建設について、調査検討などに取り組んでいます。
- バス交通の充実を図るため、区内循環バス路線の開設や既存バス路線の再編など、持続可能なバス路線網の構築に向けて、バス事業者との協働により取組を進めています。
- バス交通の利便性向上を図るため、上屋やベンチ、バスロケーションシステム表示機など、バス停留所の利便施設を整備するバス事業者に助成を行っています。
- バス交通の利便性向上や利用促進を図るため、バス利用者用自転車駐輪場(サイクル&バスライド)を、平成29年度から年に2箇所程度の整備を進めています。

<課題>

- 京成押上線連続立体交差事業の早期完成に向けて、東京都及び京成電鉄株式会社と更に連携を強化していく必要があります。
- 京成高砂駅～江戸川駅付近鉄道立体化事業の推進については、連続立体交差事業と並行して地域住民の駅周辺まちづくりに対する機運を高めていく必要があります。
- 高齢社会の進展などにより、区民の日常生活を支える公共交通の役割は一層重要となることから、区民の移動の更なる利便性の向上とあわせ、持続可能な公共交通網の構築に向けた取組を進める必要があります。
- 地下鉄8・11号線の延伸及び環七高速鉄道(メトロセブン)の建設は、平成28年4月の交通政策審議会答申第198号において、東京圏の都市鉄道が目指すべき姿に資するプロジェクトとして位置づけられています。一方、事業性に課題があるとされており、課題解決に向けた検討を進める必要があります。
- 新金貨物線の旅客化は、国道6号との交差や貨物線との併存などが課題であり、旅客化の実現に向け、これらの課題解決を図る必要があります。
- バス交通については、運転手不足や今後の人口減少などの社会状況を見据え、現状の運行サービスの維持が課題となっていることから、効果的な区の財政負担のあり方について検討する必要があります。

一政策12 公園・水辺一

施策01 区民ニーズや地域特性を踏まえた公園を整備し、多くの区民が利用できるようにします

【施策を取り巻く現状と課題】

＜現状＞

- 公園・緑地の配置や都市緑化の推進等の方針を定めた、「緑とオープンスペース基本計画（平成11年度策定）」の中で掲げた目標値、「区民1人当たり5㎡」の公園面積に対する現状値は、平成10年度当初の3.3㎡に対して、平成31年4月1日現在では4.38㎡となっています。
- 本区では、平成25年度に策定した「公園施設長寿命化計画」に基づき、51か所の都市公園を対象に、老朽化やバリアフリー基準に適合していない公園施設の改修等を推進しています。
- 今後は、令和元年度に策定した「公園・河川等総合管理計画」に基づき、既存の公園・児童遊園等の全ての施設・設備を対象に、予防保全型の管理¹やバリアフリー化等の視点から計画的な改修に取り組み、利用者の安全面の向上を図ることとしています。
- 本区では、密集市街地整備事業や地区計画等を活用した街づくり事業との連携のもと、区民が気軽に歩いていける公園や地域の防災活動拠点となる公園など、地域の核となる公園の整備を推進しています。

＜課題＞

- 既存の公園等の約4分の1が開園又は全面改修から40年以上が経過しており、これらの中には安全基準に適合していない施設や倒木・枝折れの恐れのある樹木、周辺からの見通しの悪い危険な箇所等があります。樹木の倒木等による危険回避や安全確保を図るため、公園自体の緑の機能及び効用の増進を図りつつ、伐採や小型樹種への植替えなどの対策を検討していく必要があります。
- 地域との協働による公園の管理は、今後も引き続き、重要な取組と考えられますが、管理団体の構成員の高齢化等により、現状の制度下では、地域の自主管理による公園数を増やしていくことが困難となっています。

¹ 耐用年数や点検結果を踏まえ、故障等が発生する前に所要の対策を行い、故障が起きないようにする管理方法。

施策02 河川を活かした快適な空間を整備し、多くの区民が水辺に親しめるようにします

【施策を取り巻く現状と課題】

<現状>

- これまで本区では、「葛飾区都市計画マスタープラン」に基づき、中川・江戸川などに隣接する土地を活用し、河川と一体となった公園の整備を推進しています。
- 水元小合溜は、周辺の市街地化に伴って生活排水が混入したことや、取水先である大場川の水質汚濁が進んだことなどから、昭和50年代（1975年～）以降、魚の大量死やアオコの発生等の水環境問題が顕在化することになりました。水質改善を目的として、平成元年から水質浄化対策事業「カムバックかわせみ作戦」を実施してきました。
- 本区では、水元小合溜の貴重な環境を次世代に向けて継承していくため、平成30年度に「河川環境改善計画」を策定しています。近年、実施した生態系調査によると、水元小合溜には特定外来生物²等が生息していることが確認されています。

<課題>

- 河川敷の公園について、人々が集い、憩える場として有効活用を図るため、他地域からのアクセスの改善や施設のバリアフリー化などの整備を推進する必要があります。
- 河川敷に整備された公園の中には、供用開始から長い期間が経過し、施設の老朽化等が生じている公園があるほか、中川の川裏側にある緑道公園では、舗装のひび割れや植栽の枯損など多くの課題を抱えています。東京都による堤防の耐震補強工事との調整を図りながら、中川左右岸緑道公園の計画的な改修を推進する必要があります。
- 水元小合溜について、近年は水生植物が水面を埋め尽くすほど繁茂し、景観の悪化や水利用の障害となっているほか、水質浄化施設の老朽化等が問題となっています。また、水元小合溜で実施している動植物の生態系調査の結果に基づき、確認された特定外来生物等の防除を行い、本来の生態系への回復を図る必要があります。

²生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして、外来生物法によって規定された外来生物

一政策13 環境一

施策01 環境活動団体等のネットワーク化を図るとともに環境活動の担い手を育成します

【施策を取り巻く現状と課題】

<現状>

- 平成20年に葛飾区地球温暖化対策地域協議会、平成25年に葛飾区生物多様性推進協議会が設立されたのに加え、花いっぱいのみちづくり活動の拡大及び活性化を図ることを目的にかつか花いっぱいのみちづくり推進協議会が平成26年9月に設立され、区民との協働の輪が広がっています。
- 自然環境分野において、自然環境レポーターや葛飾区緑化推進協力員など、各地域で環境活動を先導する担い手を育成しています。
- 都市環境分野において、区の望ましい将来像を実現するために、それを区全体で共有し、区民・事業者・区が協働して課題に取り組めるよう、学校や職場、地域団体などが自主的に取り組む環境行動ルールの策定を促し、環境活動の取組を区全体に広げています。
- 環境活動の担い手育成講座の修了者数、環境行動ルール作成団体数ともに、一定の成果が出ています。

<課題>

- 各協議会間の更なる連携を進める必要があります。
- 幅広い層の区民に対し、環境活動への関心を高めることで、担い手の裾野を広げていく必要があります。

施策02 豊かな自然を守り育てます

【施策を取り巻く現状と課題】

＜現状＞

- 将来にわたって生物多様性(様々な生きものが、多様な環境の中で互いにかかわりあって生きている状態)が守られるように、葛飾区における生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本的な方針と戦略を定めた「生物多様性かつしか戦略」に基づき、環境学習や自然環境調査等を通じて生物多様性の保全の重要性の普及啓発を進めています。
- フジバカマが自生している水元さくら堤と、多くの生きものが生息する大場川の中州を自然保護区域に指定し、自然環境の保護に努めています。
- 区内の花いっぱい活動に取り組む団体は、平成25年度が37団体(活動面積255.1㎡)で平成30年度は58団体(活動面積2,930.3㎡)となっています。

＜課題＞

- 都市化による自然の減少、地球温暖化などによる自然環境の破壊が進行しているとともに、ペットや食用として輸入された外来生物の繁殖、増加、生育域の浸食などにより、在来生物が減少しています。
- 水辺環境の整備等ハード面での取組や、自然環境学習等ソフト面での取組の両面を同時に推進していく必要があります。
- 花いっぱいのまちづくりを更に推進するために、担い手の裾野を個人にも広げていくとともに、花いっぱいのまちづくりに取り組んでいる他の自治体や事業者などと連携を深めていく必要があります。
- 庁内の調整だけではなく、国や東京都などとの調整及び区民、団体、事業者、大学等との多様な主体との更なる連携・協働が必要です。

施策03 良好な生活環境が保たれ、快適に住み続けられるようにします

【施策を取り巻く現状と課題】

<現状>

- 大気質の状況は、O_xを除き環境基準を満たしています。
- 河川水質は、河川類型ごとの環境基準を満たしています。
- 交通騒音・振動は、水戸街道の一部区間を除き環境基準を満たしています。
- 工場、指定作業場等の操業に伴う公害苦情件数は、減少傾向にあります。
- 新規で工場、指定作業場を設置する場合、東京都条例「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(以下「環境確保条例」という。)」に基づき周辺環境に悪影響を与えないよう、適正に認可、認定等の審査を実施しています。
- 操業中の工場、指定作業場が起因する騒音、振動等の公害現象に関する苦情については、騒音規制法、振動規制法、環境確保条例に基づく規制・基準を遵守するよう工場等に適切に是正指導を実施しています。
- 公害防止啓発のため、地区別に区内工場の実態調査、公害防止啓発活動を行うとともに、近隣公害の予防を目的として、区民が多く集まる環境緑化フェア、消費生活展、矯正展等のイベントに参加しています。
- 区内の空間放射線量の平均値は、毎時0.06マイクロシーベルト程度であり、東京電力福島原子力発電所事故前の測定値とほぼ同じ水準です。
- アスベスト建材を使用した建物の解体工事が増加している状況にあります。

<課題>

- 近隣で発生した住宅の室外機の騒音、飲食店からの悪臭、解体工事現場からの振動などといった近隣公害が増加しています。また、建設工事(解体工事)に関する騒音、振動等の苦情が増加傾向にあります。
- アスベスト飛散防止対策を円滑に推進するため、大気汚染防止法及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の改正が見込まれることから、国や都と連携し、増加するアスベスト建材を使用した建物の解体工事への監視、指導を強化する必要があります。

施策04 温室効果ガスを削減するため、省エネ行動や再生可能エネルギー

ギー利用を促進します

【施策を取り巻く現状と課題】

<現状>

- 地球温暖化による気候変動の影響は深刻さを増しており、2018年の東日本の夏（6～8月）の平均気温は、1946年以降で1番の高温となり、日本の各地においても、これまで経験のない豪雨によって土砂災害や河川の氾濫など甚大な被害が発生しています。
- 2018年に公表されたIPCC特別報告書によると、地球の平均気温の上昇を1.5℃に抑えるためには、2050年の温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする必要があり、最新の「持続可能な開発目標（SDGs）年次報告書」でも、社会のあらゆる側面で「前例のない変化」が必要と指摘しています。
- 本区では区内の温室効果ガスの排出量を2030年度までに2013年度比で28%削減する目標に向けて、区民・事業者に対する省エネ、節電行動の施策、省エネ改修・省エネ設備導入費等の助成を実施してきました。
- 特に、太陽光発電システムや蓄電池の設置に対する助成件数が年々増加しており、区内への設置が大きく進んだ結果、温室効果ガスの排出量も2014年度から2017年度までの3年間で、28%の目標のうち既に12%の削減を達成しており、目標達成に向けて大きく前進しています。
- 区内小・中学生を対象とした環境学習等による普及啓発を推進しており、2018年度には太陽光発電機能付きLEDの「ペットボトル」を用い、東京2020大会公認プログラムとして「TOKYO2020」のイルミネーションを区内小学校3校合同により作成しました。

<課題>

- 低炭素社会から脱炭素社会への転換を見据え、更なる地球温暖化対策に取り組んでいく必要があります。
- 2015年に国際連合で採択された持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けては、クリーンエネルギーの普及や気候変動への対策といった環境分野での取組が重要です。
- 国や都と連携し、区民や事業者等と協働で、区内で排出される温室効果ガスを削減していく必要があります。

施策05 ごみのない、きれいで清潔なまちにします

【施策を取り巻く現状と課題】

<現状>

- 平成17年に施行した「葛飾区きれいで清潔なまちをつくる条例」を平成30年4月に改正し、喫煙禁止区域の指定や喫煙に関する他人への配慮義務を加えました。
- 同年8月からはJR4駅周辺の道路や駅前広場、区が管理する公園・児童遊園を、令和元年8月からは京成立石駅、お花茶屋駅、堀切菖蒲園駅の周辺道路等をそれぞれ喫煙禁止区域に指定し、併せて指定喫煙場所を設置し分煙化を図りました。
- 同条例を制定して以来、条例違反者に直接注意を呼び掛けるパトロールやキャンペーンの実施に加え、路面シールの貼付や京成バスの車内放送など啓発を行ってきました。
- 同条例施行前の平成16年度には2.49%あった歩行喫煙率が、平成29年度には0.18%に減少、さらに、平成30年度の喫煙禁止区域の指定によりパトロール体制を強化したことで、区域内での喫煙率は0.13%と大幅に減少しました。
- 区内の駅周辺では、喫煙禁止区域の指定に順次取り組んでいます。また、フラワーメリーゴーランドの設置や地域の方々による花いっぱい活動が行われているほか、駅周辺の街づくりによる整備も進んでおり、まちの美化が一層進んでいくことが期待されています。
- 定期的に美化活動を行っている自治町会等を環境美化地区に指定し、必要な消耗品（ほうき、ちりとり、軍手、ゴミ袋、ゴミ挟み）を年1回支給しています。

<課題>

- ごみのない、きれいで清潔なまちを実現するため、引き続きパトロール体制の強化と喫煙ルール・マナーの周知徹底など啓発が必要です。
- 個人による美化活動を促進するため、自治町会単位での地域美化活動だけでなく、個人で取り組んでいる方への支援を充実する必要があります。
- 改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例の施行により、原則屋内禁煙となり屋外での喫煙が増えると、吸い殻のポイ捨て等でまちの美観が損なわれる恐れがあります。

施策06 発生抑制を最優先にごみ減量に地域をあげて取り組めるようにします

【施策を取り巻く現状と課題】

＜現状＞

- ごみの総排出量は、人口が増加しても年々減少傾向にあります。
- 平成26年度の総排出量135,723 tから平成30年度には130,956 tと減少しましたが、そのうち区収集ごみが2,496 t減少し、資源量が1,982 t減少しています。
- 事業系ごみ排出量も減少傾向にあり、平成26年度の24,218 tから平成30年度には23,930 tへと288 t減少しました。

＜課題＞

- 平成29年度に実施したごみ性状調査の結果からは、燃やすごみのなかには依然として資源が14.6%（平成29年度の資源混入率の調査）等、混入している状況があり、まだ分別が徹底されておらず改善の余地が少なくありません。また、燃やさないごみの中にも、資源に利用できるびんや缶等が6.9%混入されていることに加えて、金属類25.4%、小型家電14.2%含まれていることもあり、燃やさないごみに含まれる資源物の更なる資源化が必要です。
- 平成26年度に実施した一般廃棄物処理基本計画（第3次）改定時の区民アンケート調査結果からは、資源の分別徹底の取組をしている回答が多い一方、より重要な発生抑制や再使用に対する認識が不十分な状況にあります。
- 資源回収量が減少している要因として、ペーパーレス化による紙類の減少や缶類の軽量化による減量化などの物理的な要因が考えられます。また、集団回収の縮小は、コミュニティの希薄化・会員の高齢化による人的な要因等が考えられます。
- ごみの発生抑制のため、発生抑制を最優先とする普及啓発・情報提供を行っていく必要があります。一層、ごみ量を減らしていくため、通常の収集作業においても機会を捉えて区民や事業者に対して雑紙の分別や生ごみの水切りなど、ごみ減量に繋がる取組を積極的に周知する必要があります。
- 事業系ごみの減量のため、事業系ごみの適正排出に向けた取組みや支援等が必要です。

施策07 環境負荷の少ない適正なごみ処理体制を整えます

【施策を取り巻く現状と課題】

＜現状＞

- 葛飾区は、区民同士のつながりが強く、近隣住民で協力しながら環境を維持している集積所が多くあるものの、単身世帯を中心とするアパートや住居から離れた高架下・公園のそばなどでは課題のある集積所が存在するとともに、正しい資源・ごみの出し方を守らない区民も一定程度存在します。
- 廃棄物処理法にて不法投棄は禁止されていますが、現実的に少量の不法投棄が罰せられるようなことはほとんどなく抑止力が働きづらいことから、課題のある集積所等での不法投棄は継続して確認されています。
- 不法投棄の件数は未だ数多くあるものの、減少傾向にあります。
- 増加傾向にある区内の外国人に対しては、外国語版の分別リーフレットを配布するなど、正しい資源・ごみの出し方を周知しています。

＜課題＞

- 今後も高齢化社会が進展することが予測されており、現在行っている高齢者等訪問収集モデル事業にて柔軟に対応していくことが一層求められています。
- 資源持去り行為は区民のリサイクル意欲を削ぐ行為であり、条例で禁止しているものの、即効性のある対応策が無いのが現状です。
- 集積所の美化を確保するため、集積所に不法投棄されたごみに対し個々の集積所の課題に即した対応が必要です。また、集積所美化意識を持ち資源・ごみを正しく出す区民を増やすため、継続して様々なかたちで周知活動を行っていく必要があります。
- 区内に住む外国人が増加傾向にあることから、適切にごみ出し等のより一層の啓発活動が必要です。

一政策14 産業一

施策01 新たな技術や事業の創出を支援するとともに、区内産業の魅力を広くアピールして、産業を活性化します

【施策を取り巻く現状と課題】

＜現状＞

- 区内には、金属・プレス・スプリング・ゴム・プラスチックなど、多種多様で高い技術力を持った中小の製造業者が操業しています。東京の工業（工業統計調査）では、区内の工場数が平成23年調査時には2,673工場でしたが、平成27年調査では2,131工場数となっております。
- 本区では、平成19年度から区内製造業者が開発した優良製品・技術を葛飾ブランド「葛飾町工場物語」として認定しています（令和元年10月現在の認定数は88件）。その製品等の持つエピソードを基にしたマンガ集（町工場物語）を作成し、区内外に情報発信するとともに、展示会への出展や専用ホームページなどによるPRを行い、販路拡大を図るなど区内産業の活性化に取り組んでいます。
- 区内には、江戸時代・明治時代以来の伝統的な技を継承する職人の方々があり、平成5年度から令和元年度までに「葛飾区伝統工芸士」として71人認定しています。また、「葛飾区指定伝統工芸品」として46品目を指定しており、平成28年以降は、海外への出展を積極的に行っています。
- 平成28年度には、国から産業競争力強化法に基づく「創業支援等事業計画」の認定を受け、特定創業支援等事業として「創業塾」を年7回開催しました。令和元年7月末現在、延べ415人が参加するなど、区内の創業に向けて様々な支援を行っています。
- 創業塾の受講者数や創業相談の利用件数は年々増加傾向にあり、区内で創業のノウハウを学べる環境を提供しています。また、創業時に低利で事業資金の融資を受けられる「創業支援融資」の利用件数も年々増加しており、区は資金調達面でも創業しやすい環境を提供しています。

＜課題＞

- 「区内製造品」や「技術」、「伝統産業」等のPR及び販路拡大支援を継続して実施していく必要があります。
- 区内外企業や大学及び業種を超えた中小企業間の交流の機会を充実させ、多様な連携を進めるなど、区内産業の活性化を図る必要があります。
- 区内産業の将来を支え、リードする優秀な人材を確保する必要があります。
- 現状、本区における子育て世代の女性の創業塾受講者数は他の年齢層と比べ低い水準にとどまっています。

施策02 区内の事業所が安定的に経営できるようにします

【施策を取り巻く現状と課題】

＜現状＞

- 全国レベルでは、廃業を予定する60歳以上の経営者は約50%との調査結果もある中、経営者の高齢化を背景に区内事業所数は減少傾向に歯止めがかからない状況にあります。
- 平成29年度から事業承継支援事業を開始し、事業承継相談をはじめ、事業承継セミナー及び事業承継塾の開催、事業承継支援融資のあっせん等を実施してきました。
- 事業承継セミナーは平成29年度から平成30年度までに合計8回実施し、延べ369人が参加しています。事業承継相談については、訪問相談を中心に相談件数が前年度比で約1.5倍に増加し、事業承継に悩む中小企業者が相談しやすい環境づくりを進めています。若手経営者や後継者向けの事業承継塾は平成30年度からこれまでに合計2回実施し、延べ25人が参加し、うち1社の事業承継につながりました。
- 区内中小企業の積極的な設備投資を後押しし、経営の安定化を進めるため、中小企業融資については毎年、時代に即応した融資メニューを創設しています。また平成30年度から、生産性向上特別措置法に基づく「先端設備等導入計画」を区が認定しています。設備資金を含む融資実行件数は、事業所数の減少に伴い減少傾向にありましたが、平成28年度で底打ちし、緩やかな回復基調にあります。
- 葛飾区商店街連合会の発行する「かつしかプレミアム付き商品券」の費用の一部を補助しています。一般商店の利用を促すことで、区民が大型店舗にない魅力発見ができるようにしています。また、「商店街チャレンジ戦略支援事業」により、商店街が自主的に行うイベント等に対して一定の補助金を支出することで、区民が商店街を訪れるきっかけづくりを支援しています。

＜課題＞

- 円滑な事業承継が進まなければ、今後数年の間に社長の平均引退年齢70歳に達する区内事業者が増加し、大量の廃業となるリスクがあります。
- 現在、事業承継を喫緊の課題として捉えている中小企業はまだ少なく、自ら積極的に相談に出向かない潜在的支援対象が多数存在すると見られます。今後、区の訪問相談事業を強化し、区内中小企業の事業承継の準備状況を把握するよう努め、早期の事業承継対策を促す必要があります。
- 事業承継を推進するためには、税理士や金融機関等の専門機関と連携し、事業承継の各過程で適切に支援をしていくことが重要です。そのため、早急に関係機関とラウンドテーブルの場を設け、定期的な情報の共有や事業協力を進める必要があります。
- キャッシュレス化に対応可能な店舗の増加は、訪日外国人だけでなく、決済手段の多様化を求める区民にとっても利便性の向上へとつながりますが、区内の店舗では十分に対応できていません。
- 浴場経営者に対して、引き続き、浴場施設のガス化のための費用を支援することで、環境負荷の低減を図るとともに、経営の安定化を図る必要があります。

施策03 産業に対する区民の理解を深め、産業と調和のとれた地域をつ くります

【施策を取り巻く現状と課題】

＜現状＞

- 都市農地が周辺環境と共存するための施設整備面の補助制度も活用が定着しています。また、都市農地PR冊子作成などを通して、区民に都市農地の様々な機能を理解してもらうための活動を行っています。
- 体験農園やふれあいレクリエーション農園、農業オリエンテーリングなど、区民が農地と触れあう機会を提供する事業は、区民の関心も人気も高く、リピーターを含め参加希望者が年々増加しており、農業への理解を深める機会となっています。
- 平成27年に都市農業振興基本法が制定されて以降、都市農地保全の機運を感じ、補助事業を積極的に利用し経営拡大を希望する若手営農者も見られます。一方、農業従事者は後継者の確保が難しいことから農地の維持ができない傾向にあります。相続時に宅地化され結果的に減少していく農地は今後も一定程度見込まれます。
- 令和元年度で第35回目を数える「葛飾区産業フェア」は、区内小学校の見学や、幼稚園、中学校、高校等も出展や参加するなど、区内産業への理解を深める「産業教育」の場として定着しています。
- 商店街の安全・安心を確保し、区民に身近な商店街を利用してもらうために、LED照明の導入及び交換に対して、商店街への支援を行っています。

＜課題＞

- 農地の所有者に向けては、都市部における農地の重要性と農地に対する期待を伝え、農地の維持にあたっての課題を抽出し、解決に向けて支援する必要があります。また、生産緑地所有者に対しては、改正生産緑地制度の活用を積極的に後押しし、継続的な農地保全につなげる取組が必要です。
- 周辺住民に向けては、都市農地の機能と魅力を発信し、地域一体となって農地保全の機運が高まるよう、農地との触れ合いができる事業により一層注力する必要があります。

施策04 区民のキャリアアップと就労を支援します

【施策を取り巻く現状と課題】

＜現状＞

- テクノプラザかつしか内に無料の職業紹介所「しごと発見プラザかつしか」を設け、区民の就労と区内事業者の人材確保を支援しています。
- 雇用・就業マッチング支援事業では、受託事業者が区内及び近隣の企業を訪問し、求人情報の収集や人材確保に関する相談を行っています。新規訪問件数、求人数とも、この10年間で増加しています。
- 求職者に対しては、就職相談、カウンセリング、セミナー等を実施し、個々の能力・適正・条件に応じた適切な職業紹介を行うことで、求職者の就職・再就職に繋げる取組を行ってきました。特に、若者と企業の「雇用のミスマッチ」を防ぐ取組として、企業と若者の交流イベントや企業訪問イベント、学校訪問相談会などを実施しています。
- 雇用・就労促進事業では、都の地域人材確保・育成支援事業を活用し、区内中小企業への就業と人材確保を図るとともに、各種セミナー・相談等により雇用の定着を支援しています。
- 雇用・就労促進事業の一環として、トライアル雇用促進奨励金制度、正規雇用等転換促進奨励金制度等を設け、区民の就労環境の向上を進めています。
- 雇用・就労促進事業で実施しているハローワーク墨田と共催の就職面接会の過去5年の実績では、参加企業数は一定ですが面接数と就職数がともに減少しています。

＜課題＞

- 自立就職が困難な対象者層への支援を継続し、新規雇用や雇用定着につながる事業に引き続き取り組む必要があります。
- 企業に対する相談を継続し引き続き求人数を確保するとともに、求職者に対する相談会、セミナー等の事業もPR方法や内容をより工夫し、参加者数増加を目指す必要があります。
- 雇用・就業マッチング事業で行う各セミナーの中で、若者層を対象としたセミナーの集客率が伸び悩み、求人登録数が減少傾向となっています。

— 政策15 観光 —

施策01 観光資源を活かした賑わいのあるまちにします

【施策を取り巻く現状と課題】

<現状>

- 政策・施策マーケティング調査において、区内が観光により賑わっていると思う区民の割合は、平成25年度の25.6%から平成29年度は36.6%にまで増加しています。
- 寅さん記念館・山田洋次ミュージアムは、リニューアルやイベントの実施等により、減少傾向にあった入館者数が増加傾向に転じています。また、柴又帝釈天や参道、山本亭などの日本の歴史・文化に触れることのできるスポット、堀切菖蒲園や水元公園などの日本の四季や美しい自然景観を感じることのできるスポット等の国内外に向けた発信により、外国人観光客が増加しつつあります。
- 映画『男はつらいよ』、漫画『こちら葛飾区亀有公園前派出所』、『キャプテン翼』、『モンチッチ』、『リカちゃん』等、本区ゆかりのコンテンツを活用した観光事業によりマスコミに多く取り上げられる等、区の知名度向上と観光誘客に繋がっています。本区ゆかりの著名人を任命する「かつしか観光大使」は、区の知名度向上と情報発信強化に寄与しています。
- 「葛飾柴又の文化的景観」の国の重要文化的景観への選定は、「寅さん」の故郷としての柴又の魅力に、景観や生業など歴史と文化に根差した柴又の持つ本来的魅力を付加し、国内外に向けたアピール効果を生んでいます。
- 押上駅構内のポスターの掲出や都内観光案内所の活用、旅行博への出展のほか、テレビ番組のロケーション等を誘致するフィルムコミッション事業等、様々な媒体・機会を活用した本区の観光情報の発信が、知名度の向上と観光誘客に繋がっています。
- 紙ベースのパンフレットのほか、ホームページやSNS等を効果的に活用した海外に向けた情報発信の取組などの効果もあり、本区を訪れる外国人観光客が増加しつつあります。
- フィルムコミッション事業による効果や日本を代表する景観地として評価された「葛飾柴又の文化的景観」等により、区民としての誇りや愛着の醸成に寄与しています。
- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等の国際的ビッグイベントが日本で開催されることで日本の注目度が高まり、訪日旅行・国内旅行のさらなる活性化とともに、イベント開催以降も外国人観光客数が増加していくことが期待されます。

<課題>

- 国内外の観光客の区内回遊性の向上と滞在時間の延長を図る必要があります。
- 各地域の魅力を区民とともに再発見し、新たな観光資源を掘り起こしていくことにより、区の魅力を高め、葛飾区への来訪者の増加につなげていく必要があります。
- 外国人観光客の受入体制の強化を行う必要があります。

施策02 地域ならではのイベントにひかれ、多くの人で賑わうようにします

【施策を取り巻く現状と課題】

＜現状＞

- 政策・施策マーケティング調査において、最近1年間に区内観光イベントに行ったことのある区民の割合は、平成25年度の21.0%から平成29年度は23.7%に増加しています。
- 「葛飾納涼花火大会」や「葛飾菖蒲まつり」等の歴史あるイベントに加え、「寅さんサミット」（平成27年度～）、「おいでよ亀有」（平成28年度～）、「ライティング・コラボレーションかなまち」（平成28年度～）等の新たなイベントを葛飾区観光協会や地元自治町会・商店会等との協働イベントとして実施しています。
- 「葛飾納涼花火大会」は70万人を超える来場者を、「寅さんサミット」は7万人を超える来場者をお迎えするイベントへと成長しています。
- 本区ゆかりの映画『男はつらいよ』、漫画『こちら葛飾区亀有公園前派出所』、『キャプテン翼』、『モンチッチ』、『リカちゃん』、さらには「葛飾柴又の文化的景観」を活用したイベントを版權元企業等の協力を得て実施しました。
- フィルムコミッション事業や区のシティープロモーションによって区内イベントがテレビや新聞等で取り上げられることで、区と協働でイベントを実施する各団体のやりがいや達成感を生むとともに区民にとっての誇りや愛着の醸成に寄与しています。

＜課題＞

- 地域の魅力や特徴の再発見・発掘等により、本区ならではの特色あるイベントとして内容の充実を図っていく必要があります。
- イベント来場者の増によるごみのポイ捨てや交通機関の混雑、文化や習慣の異なる様々な国から観光客が訪れることによるマナー等のトラブル等、近隣住民への影響が生じる可能性があることから、イベント実施時における警備体制や危機管理体制の強化、マナー啓発等、さらなる安全・安心なイベント運営に取り組む必要があります。

一政策17 地域活動一

施策01 地域団体や市民活動団体等の活動が積極的に行われるようになります

【施策を取り巻く現状と課題】

＜現状＞

- 自治町会活動のさらなる充実・発展のために、世帯助成や掲示板設置費等助成、地区まつり助成、自治町会会館整備費助成など各種助成事業について、内容の充実を図ってきました。
- 平成29年度から新たに、区民同士の絆や連帯感、ふるさと葛飾への愛着をさらに深めてもらうため、地域の盆踊りの集大成として、葛飾区自治町会連合会と共催で、「ふるさと葛飾盆まつり」を開催しています。
- 平成30年度から、地域課題の解決のためコンサルや大学講師等の専門家を自治町会に派遣し、地域力向上への一助となるような支援を行うほか、リーフレットを作成し転入者等に配布するなどの加入促進の取組みを行っています。
- これらの取組みにより、自治町会から「町会加入に関する問い合わせ等が増えた」との声が出ています。
- 葛飾区社会福祉協議会が持つノウハウやスキルを活かした柔軟な事業展開により、地域貢献活動団体のさらなる活性化を図るため、地域貢献サポート事業を平成31年4月から同法人に移管しました。

＜課題＞

- 集合住宅の居住者や外国人が増加する中、自治町会加入率の低下が進行するおそれがあります。また、自治町会活動の中心を担う町会役員の固定化・高齢化がこのまま進むと、町会活動が停滞し、住民の安全・安心に支障を来すおそれもあります。特に、住民全体の高齢化が進んでいるところでは、自治町会の活動中止や解散に追い込まれる事態も懸念されます。
- 自治町会活動の担い手を確保・育成するため、自治町会組織を活性化・効率化し、幅広い年齢層が参加・協力しやすい体制づくりを支援する必要があります。
- 自治町会への加入促進策として、新築の集合住宅のみならず、既存の集合住宅についても対策を講じる必要があります。
- 増加する外国人とのコミュニケーションや共生が進まなければ、地域のコミュニティや環境に悪影響が生じかねません。そこで、外国人の自治町会活動への参加や交流事業などの取組みに対して、外国人と円滑にコミュニケーションがとれるよう支援していく必要があります。また、外国人に自治町会加入のメリットを感じてもらい、加入につなげるとともに、日本での生活習慣を理解してもらうことも必要です。
- 外国人向けの加入促進リーフレットを作成するに当たっては、それをどのように効果的に配付し、知ってもらうかを検討する必要があります。

- 自治町会会館については、土地の確保や老朽化、会館の維持管理経費など、問題を抱えている町会があり、会館を持たない町会の中には、地域コミュニティ施設や学校の空き教室、空き店舗など、活動の場所をその都度探しているため、安定した運営ができず苦慮しています。自治町会活動の拠点となる自治町会会館整備の助成制度について、支援内容を精査した上で、充実を図る必要があります。
- 安全・安心で住みよいまちづくりを進めるためには、自治町会などの地縁団体のみならず、地域で活躍する様々な分野の活動団体との協働を進め、地域課題の解決力を高める必要があります。

施策02 利用しやすい地域活動の拠点を提供します

【施策を取り巻く現状と課題】

<現状>

- 区有建築物保全工事計画に基づき、長寿命化に向けた計画的な改修や予防的修繕を進めるほか、スピード修繕を行いました。また、老朽化した長机や音響設備など、利用者の声を聞きながら備品類の修繕・更新を進め、さらに、平成30年10月から、地区センター及び学び交流館において飲食の取り扱いを緩和するなど、利用者の利便性向上を図りました。
- 地域コミュニティ施設の利用件数は、平成19年度の91,788件から平成29年度の131,536件に増加、年間利用率も平成19年度の38.3%から平成29年度の51.0%に増加しています。

<課題>

- 地域コミュニティ施設は、令和元年度で築55年になる施設を筆頭に、築40年超となる施設が11施設あることから、今後、施設の維持・管理に多額の経費がかかると見込まれます。
- 地域コミュニティ施設の中には、和室や和式トイレが中心の施設やエレベーターがないなど、高齢者はもとより、現代の利用者が求める利便性・快適性に関するニーズを満たしていない施設もあります。
- 区有建築物保全工事計画に基づく、改修や維持管理とともに、日常の点検を充実させる必要があります。また、近隣施設の更新や駅周辺地域の開発の機会を捉え、地域コミュニティ施設の集約・更新を進める必要があります。
- 公共施設等経営基本方針に基づき、使われ方の把握・分析に加え、潜在層も含めた利用ニーズの把握など、地域コミュニティ施設全体を十分に使い切るための対策を講じる必要があります。

一政策18 文化・国際一

施策01 区民の文化・芸術への参加意欲を高め、地域文化・芸術を創造します

【施策を取り巻く現状と課題】

＜現状＞

- 幅広い世代の区民が、観たい・聴きたいと思えるような音楽や演劇等の提供に向けて、クラシック、演劇、演歌、ポップス・ジャズ、落語・演芸等、年間72～73本の公演を行っています。
- 鑑賞事業の入場率は順調に推移し、平成28年度には、現基本計画の令和4年度目標値である80%を超えています。入場率の高さから、ニーズに合った公演が行われていることがうかがえます。
- 文化芸術創造事業への区民参加に向けて年間45～50本の事業を行っています。平成30年度の延べ参加者数は約73,000人で、区民参加率は70.0%となっています。
- 若手アーティストを発掘育成するため、『かつしか若手アートコンペティション』を実施していますが、対象分野が絵画に限定されていることやPR不足もあり、応募が低迷する傾向にあります。
- かつしか文学賞の作品募集・脚本・舞台公演は、令和元年度で4回目を迎え、内容のレベルが回を重ねるごとに高まり、制作に関わる人々や観覧者の満足度も高まっていますが、認知度が今一つ伸びない状況にあります。
- 公募型文化芸術事業は、指定管理事業である区内各地で開催される地域コンサートと文化施設内の公演や講座に限られています。

＜課題＞

- 区民の文化芸術の将来を担う若い層のアーティストを育成するため、『かつしか若手アートコンペティション』の応募分野を拡大する等、若年層を取り込む工夫をして、応募数を増加させる必要があります。
- かつしか文学賞の認知度や価値を高め、脚本・公演も含め、区民が誇りとするものにしていくため、作品のテーマやジャンルを見直して、応募を増やすとともに、小説やキャストの区民参加率を高めていく必要があります。
- 公募型文化芸術事業は、今後、地域での美術等の活動に対象を拡大して展開し、幅広い分野でより多くの区民が参加して行われる文化芸術活動が、区内各地で実施されるようにして、地域文化の活性化を図る必要があります。

施策02 お互いの国の文化や習慣を理解し、外国人区民、日本人区民が 共生する地域社会をつくります

【施策を取り巻く現状と課題】

＜現状＞

- 本区の外国人区民は令和元年5月に22,000人を超え、現在も増加傾向にあります。同年4月1日から施行された改正出入国管理及び難民認定法の影響で、今後も外国人区民の増加が予測される中、行政手続の多言語化や、ごみ出しルールをはじめ、生活に必要な情報の提供が求められています。
- 外国人への情報提供事業として、「外国人向け生活ガイドブック」を増刷して発行するとともに、QRコードにより電子書籍化して対応しています。
- 外国人と日本人の文化・習慣に対する相互理解に向けて、国際交流まつりの実施のほか、多文化理解講座では、おもてなしボランティア講座や東京理科大学、オーストリア大使館と連携した事業などに取り組んでいます。
- 日本語学習支援として、日本語ボランティア団体に対する助成を行い、活動を支援しています。日本語ボランティア養成講座や日本語ボランティアスキルアップ講座を開講しボランティアの養成やスキルアップを図っていますが、担い手であるボランティアが充足しているとは言えない状況にあります。
- 国際交流活動事業費助成では、平成30年度から開催された柴又フロリズ通りフェスティバル実行委員会を新たに支援しています。
- 友好都市をはじめとする外国都市との交流では、北京市豊台区、ウィーン市フロリズドルフ区、ソウル特別市麻浦区、マレーシアのペナン州と友好訪問団の派遣・受入、青少年ホームステイの派遣・受入などを行っています。

＜課題＞

- 区への転入届出の際には、手続を的確に進め、関連して必要となる行政手続についても円滑に行えるようにするとともに、転入届の機会を捉え、日常生活のルールや生活情報なども着実に伝えることが必要です。
- 外国人区民の急速な増加を背景に、生活習慣等の違いによる日常生活でのトラブルが発生しており、地域住民との円滑なコミュニケーションが課題となっています。
- 外国人区民対応について、各課が連携して課題解決にあたる体制をつくるため、職員の意識付けと外国人対応のスキルアップが必要です。
- ボランティア団体による日本語教室の活動を支援するとともに、新たなボランティアの育成を図っていくことが必要です。
- 外国人区民と日本人区民とが交流を深めていくために、区に登録のある語学ボランティアと協働していくことが必要です。